

2017年1月 地震保険改定のご案内

○地震保険の始期日が2017年1月1日以降となるご契約^(※)より、地震保険を改定しました。改定の主な内容について、以下のとおりご案内いたします。

○地震保険は、法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

※2017年1月1日以降に、地震保険を中途セットまたは自動継続を迎える契約を含みます。

1. 保険料の改定

○地震の危険度を計算する震源モデルや各種基礎データの更新などを反映し、地震保険料を改定しました。

○地震保険では、上記震源モデル等の更新により全国平均で大きく引き上げが必要な状況であり、お客さまのご負担をおさえるため、今回の改定を含め、今後3段階に分けて保険料の改定を行うことを予定しています^(注)。

(注)2段階目以降の料率改定については、新たな震源モデルの更新をはじめとする、今後の各種基礎データの更新などの影響を踏まえて行われますが、改定率・改定時期共に現時点では決まっておりません。詳しくは、損害保険料率算出機構のホームページに記載のニュースリリース(2015年9月30日付)をご覧ください(<http://www.giroj.or.jp/news/2015/150930.html>)。

【年間保険料の例】(保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なしの場合)

※保険料は、保険金額や保険期間、建物の所在地・構造のほか保険料の払込方法等によっても異なります。

都道府県	耐火構造 (コンクリート・鉄骨造建物等)			非耐火構造 (木造建物等 ^(注1))			
	改定前 ^(注2)	改定後	差額	改定前 ^(注2)	改定後	差額	
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	6,500円	6,800円	+300円	10,600円	11,400円	+800円	
福島		7,400円	+900円	13,000円	14,900円	+1,900円	
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良	8,400円	8,100円	▲300円	16,500円	15,300円	▲1,200円	
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄		9,500円	+1,100円		18,400円	+1,900円	
愛媛	11,800円	12,000円	+200円		23,800円	▲600円	
大阪	13,600円	13,200円	▲400円	24,400円			
茨城	11,800円	13,500円	+1,700円			27,900円	+3,500円
埼玉	13,600円	15,600円	+2,000円				
愛知、三重、和歌山	20,200円	17,100円	▲3,100円	32,600円	28,900円	▲3,700円	
徳島、高知	11,800円	13,500円	+1,700円	27,900円	31,900円	+4,000円	
千葉、東京、神奈川、静岡	20,200円	22,500円	+2,300円	32,600円	36,300円	+3,700円	

(注1)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」のいずれかに該当する場合は、「耐火構造」となります。

(注2)この保険料の例は、地震保険の始期日が2014年7月(前回の保険料改定)以降のお客さま向けです。始期日が2014年6月以前のお客さまは表に記載の改定前保険料が異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2. 損害区分の変更

「地震保険に関する法律施行令」の改正に伴い、損害の程度に応じて保険金額の一定割合をお支払いする損害区分を現行の3区分から4区分に細分化しました。半損と一部損の保険金の格差を減らすことで、より実際の損害の程度に応じた保険金をお支払いします(損害認定の方法等については裏面【ご参考】をご覧ください。)

改定前 (3区分)		改定後 (4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金	損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)	全損	地震保険金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)	大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)	小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)
		一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

3. 割引確認資料の拡大

割引制度をより利用しやすいものにするため以下の改定を行いました。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 ○免震建築物割引・耐震等級割引を適用する場合の確認資料について、その一部を列挙する方法から、包括的に規定する方法に変更することで、今後新たに追加される確認資料も対象となるよう見直しました。
 ○耐震等級割引で現在ご提出いただいている書類では等級が確定しない場合も、別途耐震等級を確認できる追加の書類をご提出いただくことにより、当該建物の耐震等級に応じた割引を適用できるよう変更しました。
 ○その他、建築年割引で保険証券等を確認資料とする場合に、新築年月の記載がない場合も確認資料とできるよう変更しました。

【免震建築物割引および耐震等級割引確認資料の包括化】

割引	改定前	改定後
免震建築物 割引 および 耐震等級割引	①住宅性能評価書（写）	①～④を含む「登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること（耐震等級割引の場合は耐震等級）を証明した書類（写）」
	②技術的審査適合証（写）	
	③住宅性能証明書（写）	
	④現金所得者向け新築対象住宅証明書（写）	
	⑤フラット35Sの適合証明書（写）	⑤フラット35Sの適合証明書（写）
	⑥長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類または長期優良住宅の認定を受けるために届けた書類（写）	⑥長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類または長期優良住宅の認定を受けるために届けた書類（写）
	⑦保険証券等（写）	⑦保険証券等（写）

【耐震等級割引および建築年割引確認資料の変更点】

割引	変更点
耐震等級割引	「住宅性能証明書」など耐震等級を特定できない書類（写）であっても、「設計内容説明書」など登録住宅性能評価機関への届出書類で耐震等級が確認できる場合、その耐震等級を適用できるよう変更しました。 （従来は、耐震等級2または3であることが確認できるものの、その書類だけでは耐震等級を1つに特定できない場合、保険料割引率の低い耐震等級2を適用することとしていました。）
建築年割引	建築年割引の記載がある保険証券等を確認資料とする場合、 <u>新築年月の記載を必要とする要件を廃止</u> しました。

【ご参考】2017年1月以降始期契約の地震保険金のお支払いについて

○地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損となった場合に保険金をお支払いします。
 ○保険金は実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。
 ※「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定について
 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定します（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	基礎、柱、壁、屋根等（以下、「主要構造部」といいます。）の損害の額が建物の時価額の 50% 以上	家財の損害の額が家財全体の時価額の 80% 以上	地震保険金額の 100% （時価が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の 70% 以上		
大半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の 40% 以上 50% 未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の 60% 以上 80% 未満	地震保険金額の 60% （時価の 60% が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の 50% 以上 70% 未満		
小半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の 20% 以上 40% 未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の 30% 以上 60% 未満	地震保険金額の 30% （時価の 30% が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の 20% 以上 50% 未満		
一部損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の 3% 以上 20% 未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の 10% 以上 30% 未満	地震保険金額の 5% （時価の 5% が限度）
	建物が床上浸水または地盤面から 45cm を超える浸水を受け、全損・大半損・小半損に至らない場合		

- 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。
- 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります（2017年1月現在）。

このチラシは2017年1月の地震保険改定の概要についてご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間: 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com/>

90949-3 2017.1 A3E12 B (修)